

ご要望に対する回答につきましてまとめて読み上げさせていただきます。また、読み上げに関しましては要望項目のタイトルと担当課名、回答内容を読み上げさせていただきます。

1. 事業に対する支援について

- (1) 定非営利活動法人『神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会』の運営補助金を継続してください。

【障害福祉課】

厳しい県財政のため集中と選択という視点から県の役割としては公益的専門的な支援に重点を置くようになっており障害者自立支援法施行に伴う三障害一元化という流れもあって、特定の団体の活動に対する支援が難しくなっております。また平成 27 年度より補助率については事業費の三分の一としていところであります。今後とも県の事業目的に合致するか検証しながら事業の継続を検討してまいります。

- (2) 町村障害者福祉事業推進補助金の使途の検討について

- (2-1) 奈川県地域活動支援センター事業・メニュー事業の継続と充実について

【障害福祉課】

・メニュー事業について

メニュー事業については、市町村等とも十分に意見交換を行い創設した事業であり重要な事業と考えております。メニューの新規創設や制度改正については、現時点で大幅な変更を予定してはおりませんが、今後も引き続き実施主体である市町村の実態把握をしつつ補助内容について検討してまいります。

また県としては市町村交付補助金制度について十分に周知してまいります。実施主体は市町村であることからメニューの選択は最終的には市町村の裁量となります。同様にメニュー内容の見直しについては、市町村の負担が生じることから市町村の要望を確認し協議を行いながら検討する必要があると考えております。

・専門員の配置事業について

本年度、地域活動支援センター設置のある市町を対象に専門職配置事業の実態把握調査を実施したところ、現時点で一部市町村から社会福祉士追加の希望がありましたが、実施については調査結果の精査や市町村等の意向を踏まえながら検討してまいります。

・体験利用メニューについて

体験利用についてはインターシップ等事業で対応できます。

なお、登録者以外の支援メニューの新設については現時点では市町村から同様の要望がないことから変更の必要性は認識しておりません。

・就労支援について

就労支援については障害福祉サービスの各種就労支援で対応するものと考えられます。

- ・訪問をしての相談・生活支援について

訪問をしての相談については、センター内活動で対応できます。また訪問をしての生活支援となりますと、障害福祉サービスの居宅介護で対応するものと考えられます。

- ・重度障がい者対応事業の要件緩和について

現時点では、市町村から同様の要望がないことから変更の必要性は認識しておりません。

- ・地域活動支援センターへの通所交通費助成について

地域活動支援センターへの通所交通費助成については、市町村が独自に実施している障がい者施策・県内一律に交通費助成をすることについては、地域活動支援センターの運営状況を精査したうえで市町村とともに変更の必要性を検討してまいります。

- ・広域利用・就労継続B型との併用について

制度上は広域事業や就労継続B型との併用も可能ですが、利用者の範囲等の市町村が地域の実情を踏まえて作られるものです。県としては必要に応じて情報提供に努めてまいります。なお、広域利用や広域利用者の利用決定については、利用者の住む市町村と地域活動支援センターの所在する市町村との間で協議が整うことが必要となります。個別の案件について市町村からの要望があれば、県は広域調整の立場から対応致します。

## (2-2) グループホームへの県単補助の維持・継続について

### 【障害サービス課】

障がいの種別や重たさにかかわらず障がい者がその意思に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援することが大変重要な取り組みと考えています。

昨年度、同事業の見直しを行い、常勤職員を一定割合以上配置された事業所への加算や触法や虞犯の係の支援など、より具体的に手厚い人員配置や個別支援を行っていただいた場合の加算制度を設けました。

今後も障がいの種別や重たさによる格差が生じないよう障がい者の地域生活の位置づけに向けて必要な施策を検討してまいります。

## (2-3) 障害者地域生活サポート事業の継続と充実について（市町村地域格差を含め）

### 【障害サービス課】

県では毎年、各市町村に必要な事業化に取り組んで頂くよう依頼するとともに今回の見直しに当たっても補助基準額が減となったものを単に予算減額とせず、他の事業の実施につなげる等により、予算規模を保持していただくよう依頼してきたところです。継続的な仕組みの構築に当たっては引き続き適切な方法を検討してまいります。

## (3) 神奈川県専門機関の事業内容明確化と県の役割について

### 【障害福祉課】

県は精神障がい者の地域移行について精神障害者地域移行、地域定着支援事業において政令中核市を

のぞいた障害保健福祉県域ごとに地域移行に向けた退院意欲の促進普及啓発等、生活支援事業所、医療機関、保健福祉事務所等と連携を図りながら取り組んでいるところです。また、第5期神奈川県障害福祉計画の追加目標の点から精神障がいにも対応した、地域包括ケアシステム構築に向けた、保健、医療、福祉関係者による協議の場を平成30年度に政令市を除く県内すべての保健福祉事務所等に設置いたしました。この協議の場などを活用し市町村・障がい・高齢・介護分野の地域の事業所、精神科医療機関と地域包括ケアシステムの構築に向けた地域課題を共有し地域移行に向けた体制整備、関係機関とのネットワークの強化、普及啓発等に取り組んでいます。今後も保健所、保健福祉事務所単位で関係機関と連携し精神障がい者の地域移行などに取り組んでまいります。

#### 【がん・疾病対策課】

精神医療に関わるときには県民に直接対応する機関として保健福祉事務所があります。また、精神保健福祉センターでは保健福祉事務所を側面から支援することや政令市を除く県内全域を対象とした研修会等様々な事業を実施しています。専門的なノウハウや地域で困難とされる方々についての支援については今後も障がい福祉関係機関等と連携を図り実施していきます。

#### (4) 民間企業における福祉サービス事業指定申請時の市町村との連携について

##### 【障害サービス課】

障害福祉サービス事業所の指定にあたっては事業者に対し開設しようとする市町村の障害福祉主管課に事前に相談するよう指導をしており、令和元年度には指定申請・変更指定申請および一部の変更届に至っては、市町村の障害福祉主管課において開設しようとする事業所等の概要について説明を行うとともに、市町村障害福祉計画の内容等について説明を受けたこと等を事前に書面により提出することとしており、市町村とのより一層の情報共有を図っております。

また、障害者総合支援法および児童福祉法の改正により、平成30年4月から利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスを選択することができるよう障害福祉サービスと情報公表制度が運用されています。

#### (5) 災害対策について

##### 【健康危機管理課】

平成30年3月に改定した神奈川県保健医療救護計画については毎年実施している行政機関や消防機関、医療機関を対象とした災害時医療救護活動などの研修会で引き続き周知していきます。また、福祉的視点につきましては神奈川県保健医療救護計画の改定を踏まえ平成31年3月に災害時における要介護者支援マニュアル作成指針を改正しており、引き続き高齢者や障がい者などの要介護者に対する市町村の取り組みを支援していきます。

##### 【地域福祉課】

大規模災害発生時には福祉避難所等、障がい者等を広域的に支援できるよう施設団体や職能団体とネットワークを構築し連携を図っています。また県では福祉避難所、市町村サポートチームを設置し、福祉避難所の設置など市町村要介護者支援に関する進捗状況や課題について実態調査を行い市町村に対する支援について検討して参ります。

## (6) 相談支援の在り方について

① 計画相談支援の報酬について、報酬改定後の各事業所の特定事業所加算の算定の有無や相談支援専門員の人員配置、2021年度以降に見込まれる増減収の実態を把握し、国に実態を伝えてください。

### 【障害福祉課】

本県では厚生労働省の定期的実施する「サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について」の調査に合わせて、県独自で特定事業所加算届 での相談支援事業所数に関する調査を行っております。また今年度につきましては平成28年度に実施した「相談支援専門員の業務に関する実態調査」の試験更新を目的とした調査を実施しており、平成30年度報酬改定後の相談支援事業所の実態把握に努め、必要に応じて厚生労働省へ伝えて参ります。

② 神奈川県相談支援事業所運営支援事業費補助金の要件を緩和して欲しい。

### 【障害福祉課】

相談支援を現に担っている相談支援専門員のうち多くの方が非常勤職員、事業の兼務であることは認識しています。同補助金は平成28年度に神奈川県障害者自立支援協議会で行った相談支援専門員実態調査で一人職場や兼務の形が多く経験の蓄積が不十分の中で相談支援専門員の皆様が不安を抱えながら相談支援に取り組まれている現状があらためて確認されたことをふまえ常勤かつ専従の相談支援専門員を複数配置する相談支援事業所を増やすことを目的として創設しましたので現段階では見直しは考えておりません。

③ 相談支援専門員研修について、既存の相談支援専門員に事故あるときのために、すぐに計画相談支援に従事する予定がない者であっても研修を受けられるようにしてください。

圏域での相談支援従事者初任者研修の申し込みは各相談支援事業所等より市町村会申し込みいただき市町村が諸事情を踏まえてつけた優先順位をもとに受講者を決定しています。ご要望のご事情は県としても認識しており計画相談支援に従事する相談支援専門員が平成31年3月時点で1365人であるところ今年度は440名の定員で実施しております。厳しい財政状況の下全ての受講のお申し込みをお受けすることができないのが現状ですが引き続き予算確保に努めるとともに法事情にも配慮した優先順位付けを行うよう市町村に伝えてまいります。

## 2 精神障がいの方々の支援について

### (1) 精神科医療及び救護（救急）医療体制について

#### 【がん・疾病対策課】

精神科医療については、神奈川県保健医療計画に基づき、多くの方が地域社会で生き生きと生活することができるよう、今後も患者や家族に対して適切な精神科医療が提供できる体制の充実に取り組んでいきます。また精神障がいの方が地域で安心して生活できるよう退院後支援についても、医療機関や地域の関係機関と連携し、充実に向けて取り組んでいきます。

### (2) 精神障がい者の交通運賃割引制度について

### 【障害福祉課】

障がい者に対する、公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では全国主要都道府県民正主管部長連絡協議会を通じて継続して強く国に要望しています。また、県ではこれまで神奈川県バス協会を訪問し、運賃割引の適用を繰り返し申し入れてきました。県としては平成30年度末に改定した神奈川障害者計画に精神障害者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図ることを初めて期待した事を踏まえ、バス運賃割引の導入に向けて引き続き県バス協会等より、粘り強く要請して行きます。

### (3) 日常生活自立支援事業の2019年度国庫補助算定基準額引上げによる県補正予算について

### 【地域福祉課】

日常生活自立支援事業は社会福祉法で都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス事業援助事業等として規制されており、県社会福祉協議会では各市町村社会福祉協議会に対し、事業を実施しています。

また、事業の利用がすすむよう各市町村社会福祉協議会と各市町村の福祉関係機関が連携し積極的に周知を行っているところです。県においては生活困窮者就労準備支援事業等補助金を活用し、本事業を実施する県社会福祉協議会への補助により支援しており引き続き必要な来年度当初予算の確保に努めてまいります。

### (4) 精神障がい者の方々の就労支援と雇用促進について

①障がい特性にマッチした職場定着支援に関して神奈川県独自に支援策をご検討頂きたい。

### 【障害福祉課】

障がい者の就労支援については障害者就業生活支援センターにおいて身体、知的、精神障がい者等を対象とした就労及びそれに伴う日常生活支援、職場定着支援を行っております。

支援対象者の増加に伴う支援の質の確保等については重要な課題と認識しており、関係機関と意見を交わしながら支援体制の在り方を検討しているところです。

また、精神障がい者にとっては就労支援だけではなく、職場定着支援を就労施策において非常に重要な課題と考えております。支援にあたっては精神障がい者を取り巻く環境やライフステージの変化、環境をふまえた関わりが重要であることから県では障害者就業生活支援センターでの精神障がい者の支援に精通した職員を配置するとともに各障害者就業生活支援センターが中心となり各圏域の就労定着支援サービスにおける様々な課題、ニーズを踏まえながら安心して就労を継続できる基盤となる生活支援の体制整備、障がい特性に応じた支援の体制づくり等において今後も引き続き就労定着支援事業所など関係機関と連携をはかりながら今後も取り組んでまいります。

② 精神障がいのある方々への理解を深め、職場で適切な合理的配慮を受けられる為の施策をご検討願いたい。

### 【雇用労政課】

県障害者雇用促進センターでは、精神障がいを含めた障がい者雇用の理解を深めるため、法定雇用率未達成の中小企業を対象とした個別訪問を行い、選考事例の情報提供や雇用時に配慮する点などの助言を行うとともに企業側の要請により企業ニーズに合わせた出前講座を実施するなどきめ細やかな支援を行っております。

また障がい者雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会のほか、昨年度からは精神障がい者の雇用と職場定着に特化したセミナーを開催しています。さらに今年度の新規事業として精神障がい者を含む障がい者の就労現場の見学会を実施しているほか企業向けに障がい者雇用のプロセスや合理的配慮のことなどをコンパクトにまとめたガイドブックを作成し障害者雇用率制度の対象となる県内企業約 4700 社に配布しました。こうしたフォーラムやセミナー等を通じて引き続き精神障がい者への合理的配慮に関する理解を促進してまいります。あわせて障がい者雇用の取り組みが進んでいない中小企業において精神障がい者の雇用が進むよう精神障がい者を雇用して 1 年以内の中小企業が職場相談や業務指導を行う職場指導員を設置する場合に補助する事業を昨年度から実施しているところです。

#### 【障害福祉課】

障害者就業生活支援センターにおいて就労支援の一環として精神障がい者の支援に精通した職員を配置し、企業からの相談や雇用後の助言等を行っております。また、本件における障がい者理解をさらに進める観点から障害者理解促進研修コーディネイト事業を実施しており、その中で障がい特性の理解、コミュニケーションの在り方、障がい者受入れに際して必要な合理的配慮等を盛り込んだ研修実施について企業への働きかけを行っているほか、企業等における障がい者に対する取り組みの中心的な役割を担う人を心のバリアフリー推進員として養成する研修を実施しているところです。

- ③ 就労支援に伴う医療機関等との連携に関して支援策をご検討頂きたい。

#### 【障害サービス課】

就労支援事業所については指定基準上事業所がサービス提供を行うにあたっては利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に務めるとともに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医療機関に連絡を行う等必要な措置を生じなければならないとされています。

また、利用者やその家族に対しその相談に適切に応じるとともに必要な助言、その他の援助を行わなければならないとされています。

なお、障害者総合支援法の改正により平成 30 年 4 月に創設された就労定着に向けた支援を行う新たなサービスでは相談を通じて就労に伴い生じる生活面の課題を把握し医療機関を含めた関係機関との連絡調整や指導、助言等の支援を実施するものとされており、就労に対する支援の充実が図られておりますので、県としては事業所に対し指定申請時等においてこうしたサービスについて周知徹底をはかってまいります。

- ④ 発達障がい者支援に関しての施策をご検討頂きたい。

#### 【障害福祉課】

発達障害の方へは個別制の高い支援等が必要と考えられます。県は中井やまゆり園内に設置した発達障害支援センター神奈川エースにおいて発達障害の方から相談に応じているほか発達障害の方を支援する関係機関職員に対して全体職員や嘱託医による専門的助言を行っております。

また、28 年度より各障害保健福祉県域に設置した発達障害者地域支援マネージャーを各地域の関係機関の職員に対して助言を行っており、30 年度からは事業予算を増額し、その活動量をさらに拡充させて地域での支援力向上に寄与しています。こうした取り組みを通じて地域の機関における発達障害に関する支援の充実をはかってまいります。

- ⑤ 就労支援を行う支援者のための研修を手厚く系統立てて行うことをご検討頂きたい

**【障害福祉課】**

障がい者の就労支援分野における人材の確保・育成については本県においても非常に重要であると認識しております。障害者就業生活支援センターにおける就労支援機関を含む関係機関との協議の場においても精神障がい者等の就労支援にかかる事例や課題の共有、意見交換等を通して支援者の資質向上に取り組んでいるところです。今後も労働関係機関と連携しながら就労支援機関における就労支援の質が向上するよう研修等の企画や周知をまいります。

**【障害サービス課】**

県では就労支援を含む障害福祉サービス等が円滑に実施されるようサービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者を養成するサービス管理責任者研修を指定研修事業者により実施しています。令和元年度には一定期間での知識や技術の更新をはかり実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう研修体系の見直しが行われており、サービス管理責任者のより一層の質的確保が図られていくものと考えられております。

- ⑥ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」にのっとり、県下の就労系事業所等に優先的な作業発注をご検討頂きたい。

**【障害福祉課】**

障害者優先調達推進法に基づき、本県においても調達方針を作成し、県中全体で障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組んでおります。県内の各市町村等に対しても調達方針の作成状況の周知等により調達方針の作成を促してまいります。

5. 精神障がいの方々の地域移行・地域定着住宅確保について

- ① 神奈川県相談支援事業者の実情に応じた地域相談支援の在り方を検討してください

**【障害福祉課】**

相談支援専門員の増員の必要については認識しているところです。これまで県では相談支援従事者養成研修による相談支援専門員養成に努めるとともに障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成事業を実施し相談支援専門員に対してアドバイザーによる指導等を行うなど相談支援専門員を支える仕組みづくりに取り組んでいるところです。

平成30年度より実施しました相談支援事業所運営支援事業費補助金の継続に加えて令和元年度より困難事例を抱える相談支援専門員に対する専門的見地からのコンサルテーションや地域生活ナビゲーションセンターによる計画的なフォローを含む相談支援体制充実強化事業を実施しており今後ともより一層の相談支援体制の充実強化に取り組んでまいります。

精神障害者地域移行地域定着支援事業において相談支援事業所ピアサポーターや、医療機関等の支援者を対象に地域相談支援のサービス提供を含めた地域移行の普及啓発や周知に取り組んでおります。また関係機関との協議の場において活用につながる関係機関の連携のあり方や普及についての意見交換や研修会において地域相談支援に積極的に取り組まれている相談支援事業所の取り組みを共有するなど、普及啓発を図っているところです。

今後も引き続き精神障がい者が地域の一員として安心して生活できる地域体制づくりに努めてまいります。

## ② 退院支援委員会の充実について

### 【がん・疾病対策課】

精神障がい者の地域移行地域定着については、入院中から病院内外の関係者が連携し円滑に地域生活に、  
移行することができるよう今後も関係機関に対して退院支援や制度等の周知に努めて行きます。

## ③ 地域包括ケアシステムについて

### 【障害福祉課】

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、福祉・医療・行政・住まいの場の支援や高齢・介護福祉関係者等地域課題の取り組みに向けた関係機関の連携が非常に重要であると認識しております。こうした関係機関による協議の場を通じ地域包括ケアシステムの構築に必要な共通認識を深めていながら市町村が令和2年度末までに設置する協議の場との役割分担や、連携を図り地域全体で精神障がい者の地域生活支援に取り組んでいけるよう努めてまいります

## ④ 住宅セーフティネットについて

### 【住宅計画課】

地域の実情を踏まえた居住支援が行われるためには市町村ごとに居住支援協議会を設立することが重要であることから、県市町村不動産関係団体等で構成する、神奈川県居住支援協議会において市町村の建築、福祉担当職員、不動産店や支援団体を対象に平成27年より市町村居住支援協議会設立準備会議を開催し、市町村における居住支援協議会の設立に向けた支援を行っているところです。また新たな住宅セーフティネット制度のさらなる普及に向けて県でチラシを作成するほか、同協議会において不動産店や家主向け及び市町村や支援団体向けに説明会を開催しております。

## (6) 精神障がい者ホームヘルパー養成研修の継続と拡充について

### 【障害福祉課】

精神障がい者が安心して地域生活を継続するうえで障がい特性や援助技術における必要な知識を身に付けたホームヘルパーの存在は重要であると考えております。

県では精神障がい者が地域で生活する際に利用するホームヘルパーについて平成23年度より精神障がい者ホームヘルパー養成研修及び現任者研修を実施しております。

研修の内容は当事者の家族や精神保健関係の団体や行政職員による比較委員会に置いて、多大なニーズを踏まえて検討し、より良い研修になるよう努めております。

なお障害者総合支援法において広域支援や人材育成は県の役割に位置付けられています。また実際のサービス事業については居宅介護サービスの実施主体である市町村を超えて事業所利用がなされていることから、その人材育成は県が広域に実施する必要があると考えておりますので引き続き必要な人数を要請してまいります。

## (7) 障がいの方々の権利擁護について

### 【障害サービス課】

県では誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の出現に向けて意思決定支援の考え方の普及啓発を進めるとともに、多くの人に共に生きる社会、神奈川憲章の理念を広める活動に取り組んでいます。また、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援については今後どのような暮らしを望むか丁寧にお一人お一人の意思を確認してまいります。

## (8) 障害福祉サービスの支給決定のあり方の市町村による違いを明確にし、利用者の不利益にならないように、各市町村に働きかけてください。

### ① 就労移行支援事業所の利用制限（期限）について

#### 【障害サービス課】

就労移行支援事業は 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動支援等を行うサービスであり訓練を経て就労することを目的としていることからサービスの長期化を回避するために 標準利用期間が設定されています。また標準利用期間を超えてさらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が原則一回可能とされています。

市町村においては様々な状況を勘案して個別の状況に応じた支給決定をしているものと認識していますが、県としては市町村担当者会議等を通して個別の実態に則した適切な運用を図ることで、利用者が適切な支援を受けるようことができるよう周知を図ってまいります。

### ② 居宅介護の家事援助と身体介護の支給決定について

#### 【障害サービス課】

障害福祉サービスの居宅介護については障がい者の状態が様々であることから、居宅における身体介護中心、家事援助中心等の区分で決定されるように、個々の実態に即して必要なサービスが提供できることとされています。また各市町村における介護給付費等の支給決定については、各市町村が定める支給決定基準に基づき障害支援区分の他、介護を行う者の状況や日中活動の状況、他のサービス利用状況等を勘案し、個々のケースに応じて判断しているものと認識しています。

## 3. 県から国に働きかけについて

### (1) 高齢障がい者に対する支援について

#### 【障害サービス課】

県では 障害福祉サービス等の利用者負担については、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう引き続き実態を踏まえて検証を行い所用の改善を諮るよう、特に障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険制度の適用を受ける場合の利用者負担額も負担能力に応じた制度に見直すよう、他の都道府県と共同で国へ要望をしています

### (2) 生活保護について

### 【生活援護課】

生活保護制度は国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な生活水準を保証するとともにその自立を助長することを目的としています。県は支援を必要とする方への保護が確実に実施できるよう努めております。生活保護の基準は、国が社会保障審議会生活保護基準部会での検証の結果等を踏まえ合理性をもって設定しているものと理解しております。

### (3) 福祉職員の処遇改善について

#### 【障害サービス課】

県では、福祉・介護職員の処遇改善加算について国において事業所の運営実態を踏まえた検証を行い、一層の福祉・介護職員の処遇改善に向け所要の措置を講ずること。

また、加算対象サービスに相談系サービス等が含まれていない為、対象職種について相談系サービスにおける相談支援専門員等を含めるよう、他の都道府県と共同で国へ要望しています。

### (4) 精神科特例撤廃について

#### 【医療課】

精神科病床を有する、病院の医師看護師については、疾患の特性等を勘案しながら必要な因数が定められているものと認識しています。今後も定期的な立入検査等を通じて各病院が適切な体制により治療が行われているかどうかを確認し指導してまいります。

### (5) 障害福祉サービス事業所の2年後のサービス提供報酬改定について

#### 【障害サービス課】

就労継続支援B型において月額工賃に応じた基本報酬額が設定されたことについては、雇用契約を締結できない障がい者の就労の場を確保するという就労継続支援B型事業所の本来の趣旨を踏まえ、適切な事業運営を行うことができる報酬体系になっているか検証を行い、早急に実態に即した運用するよう他の都道府県と共同で国に要望しています。

またそのほかの障害福祉サービス等についても法のめざす地域生活移行、就労促進等を促すサービス提供の確保や福祉介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう国に要望していきます。